	令第百三十七条の二の四第一号ロの認定に係る評価	令第百三十七条の四第一号ロの認定に係る評価	令第百三十七条の十第一号イ(2)の認定に係る評価	令第百三十七条の十第一号ロ(4)の認定に係る評価	令第百三十七条の十一第一号イ(2)の認定に係る評価
床面積の合計が二十万平方メートルを超えるもの	二百五十万円				
非耐力壁について二十分間の準防火性能等を有することを確かめる場合	百六十二万円				
耐力壁について二十分間の準防火性能等を有することを確かめる場合	百七十九万円				
床面積の合計が五百平方メートル以内のもの		百十五万円	百十五万円	百五十二万円	百十五万円
床面積の合計が五百平方メートルを超え、三千平方メートル以内のもの		百二十九万円	百二十九万円		百二十九万円
床面積の合計が三千平方メートルを超え、一万平方メートル以内のもの		百四十七万円	百四十七万円		百四十七万円
床面積の合計が一万平方メートルを超え、五万平方メートル以内のもの		百六十四万円	百六十四万円		百六十四万円
床面積の合計が五万平方メートルを超えるもの		二百四万円	二百四万円		二百四万円

	令第百三十七条の十第四号の認定に係る評価
九十五万円	